



※ 出生日の翌日からの産後休業(8週間)を示した矢印の先が11/29となっていますが、これは11/30まで伸びなければなりません。この事例での産後休業は出生日の翌日(10/6)から11/30までの56日間がその対象となります。お間違いのないようご注意ください。この図表と全く同じものが「育児休業給付の内容と支給申請手続(令和4年10月1日施行版)」([PDF添付](#))(ハローワークインターネットサービスホームページより引用)7ページの2 育児休業給付金(1)支給要件下方例1:「被保険者が出産予定日から育児休業を取得する場合」として掲載されていますので、合わせてご注意ください。厚生労働省職業安定局雇用保険課に確認(修正版が令和5年8月頃に発出される予定とのこと)済です。